

子ども委員会と検討委員会との意見交換会の概要

日時：平成18年4月30日（日）13時00分～13時50分

場所：WEST19 研修室A・B・C

1 参加者

(1) 検討委員(11名)

(2) 子ども委員(6名)

高校生3名、中学生1名、小学生2名

2 意見交換会の概要

(1) 「札幌の子どもにとって大切な権利」に関する提案と報告

(2) 意見交換

3 「札幌の子どもにとって大切な権利」に関する提案と報告について

資料「第1回札幌市子どもの権利条例子ども委員会提案(未定稿)」を配布し、子ども委員会副委員長が検討委員会に対して「札幌の子どもにとって大切な権利」に関する提案と報告を行なった。

4 意見交換会の概要

条例づくりについて

(B子ども委員)

最近はニュースでも、暗いニュースが多い。これからの札幌が、子どもにとって自信と夢を持てる、明るい札幌になるような子どもの権利条例づくりをして欲しい。条例ができた後も、子どもの権利について、しっかりと説明されて、みんなに理解されることが必要だと思う。

子どもの権利の普及啓発について

(E子ども委員)

札幌の大人と子ども全員に、子どもの権利を知ってもらうことが大切だと思う。本来子どもには子どもの権利があるのに、子ども自身が子どもの権利を知らずに虐待などの権利侵害を受け続けたり、大人が子どもの権利を知らずに子どもの意見を頭ごなしに「ダメだ」といって潰すようなことがあると困る。条例を作るよりも先に、条例ができること、子どもの権利があることを、札幌中に知らせることが大切だと思う。

子どもが権利の主体であることについて

(C 子ども委員)

条例を作る時に、子どもが守られる権利とか、大切にされる権利とかいうふうに、「～される」という受け身の文ばかりじゃなくて、子どもが「～する権利」という、子どもが主体になった文章で書いてもらった方が、子どもが主体となって生きていくんだ、ということが伝わると思う。

(委員長)

守られる権利は、「られる」というように受身の表現になるが、守られる権利についてはどう思うか？

(A 子ども委員会副委員長)

受身の表現になる権利についても、子どもの権利が、大人の目線からではなく、子ども自身の主体性に基づいて表現されていけば良いのだと思う。

「権利とわがまま」、「自分らしさとわがまま」の関係について

(D 子ども委員)

第5回子ども委員会の全体討議で話し合った時に、子どもの権利を知らせる際に、権利だけを知らせると、権利があるからといってわがままを言う子どももいるのではないか、という話が出ていた。そういうことも考えたうえで、権利を知らせる方法を考えて欲しい。

(E 子ども委員)

例えば、子ども委員が提案している「遊ぶ権利」について、子どもに遊ぶ権利があるからと言って夜の7時とか8時まで遊んでいると、その結果、事件に巻き込まれて大けがをすることにもなりかねない。権利を知らせるときは、「遊ぶだけ遊べるという権利ではない」ことや「ルールを守ればどこでも遊べる」といったように、意味を教えた方が事故等が起これなくて良いと思う。

(G 検討委員)

権利の意味を伝える方法として、例えば「遊ぶ権利」については、遊ぶということだけを伝えるのではなく、ルールも伝えて欲しいということだが、伝える方法について、アイデアがあったら教えて欲しい。

(D 子ども委員)

「遊ぶ権利」の説明のほかに、例えば「権利があるからと言って遊びすぎてはいけない」というようなコメントを一言でもよいので入れると、権利があるといっていつまでも遊ぶようなことはなくなると思う。子ども委員会の宿題として、「子どもの権利」について友だちの意見を聞いたとき、「遊ぶ権利」に関する意見が多かった。その中でも「これは、いつまでも遊んでいいということなのかな？」という質問が多かった。子どもは、「遊ぶ」ということにすごく反応していた。

(A 子ども委員会副委員長)

子ども委員会するとき、自分のグループでは、子どもとして許されること(甘え)と、子どもとして許されないこと(わがまま)について話し合った。その中では、例えば何かを買って欲しいと頼む場合「5千円以下はいいけど、5千円以上はダメ」というように金額が目安になるのではないかと、という意見もあった。また、全体討議で自分らしさとわがままの境目はどこなのか話し合ったときは、自分らしさとわがままの境目が分からないと言う子がけっこう多かった。

(C 子ども委員)

個性というものは、多分ちょっと高度なもので、基本的なことはできたうえで出していくものだと思う。例えばピカソは、絵の技術を達人の域まで磨いてから、キュビズムの絵を描いている。個性というのは、他の人と同じことはできるけど、あえてここは自分らしくした方がもっといいものができるのではないかと判断して出すものだと思う。だから、他の人と同じことができるという前提がなく、基本的なこともできないのに自分らしくやるうとすることは、わがままだと思う。

(B 子ども委員)

わがままと甘えというのは紙一重のようなもので、ある程度の限度を越すとわがまままで、超えなければ甘えではないかと思う。

(H 検討委員)

私は、子どもたちに、自分たちが持っている権利をきちっと知って行使して欲しいと思うが、子どもたちに権利をこれ以上与えるとわがままになって困ると考えて、子どもの権利条例を作る必要がないと言う人もいる。子どもたちがこれ以上権利はいらぬと言うなら、条例を作る必要もないが、皆さんはどう思うか。

(E 子ども委員)

条例づくりで考えている、子どもにとって大切な権利は、人間であれば誰でも基本的に認められているものであって、子どもだけ特別に認められるものではない。だから、これ以上子どもに権利を与えたら子どもがわがままになる、というのは間違いだと思う。逆に、これらの権利がなければ、子どもの虐待や、いじめ、自殺が起きるかもしれない。これらは基本的人権なのだから、子どもが自分の権利を知っていて当然だと思う。

(D 子ども委員)

子ども委員会で考えていた権利を友だち見せると、「こういう権利もあるんだ」と関心した人もいれば、「こんな権利はいらぬ」と思うものがあつたという人もいた。ただ、ほとんどの人は、これらの権利はあつて良いという意見だったので、権利はいらぬと言う人のためには、「こういうふうにすればわがままにならない」という説明も加えれば納得してくれと考える。

「遊ぶ権利」について

(A 副委員長)

遊ぶための場所が少ないとか、遊ぶのにお金がかかるとか、遊ぶのには仲間を見つけるのが難しいとか、そういうことは皆さんの中では悩みにはなっているか。

(D 子ども委員)

遊ぶ場所がないとか、友だちを捜すということが、悩みになっている場合もある。遊ぶ所は見つけようと思えば何カ所か近くにある。遊ぶ仲間を見つけることについては、習い事があって遊べないことを悩んでいる人もいる。私は中学校で部活に入っているので遊ぶ時間はないけど、休みの日は、習い事も休みの人が多いので、習い事がある人とでも遊べる。

(E 子ども委員)

遊ぶ時にお金がかかることについて、遊園地やゲームセンターでお金がかかることは仕方ないが、つまらないゲームに限って料金が高かったり、故障していたりする。自宅の近くにパチンコ屋さんできたが、その時に「子どものための公共施設を作ったらいいのにな」と大人の人何人かが言っていた。まだ、大きな空き地が近くにあるので、そこに何か子どものための公共施設を作ったらいいと思う。そういう所に、料金が必要ない子どものための公共施設や図書館を作ったらいいと思う。

委員長のコメント

今日の意見交換の内容や、子ども委員会から提出された「『札幌の子どもにとって大切な権利』に関する提案と報告」のいろんな意見を参考にして、皆さんの気持ちに添うような条例、子どもたちに喜んでもらえるような条例にしていきたいと思う。条例が少しずつ出来上がっていくが、いろんな所で意見をもらえれば嬉しい。